広報 環整連
題字は斎藤邦吉先生書

発行所
昭和48年3月14日
厚生省環第171号認可
全国環境整備事業
協同組合連合会
〒103-0027　東京都
中央区日本橋2-9-1
竹一ビル4階
TEL(03)3272-9939
FAX(03)3272-9938

環境整備事業関係広報紙
【4月号】
本紙は一般廃棄物・浄化槽保守点検清掃・産業廃棄物等の取扱業者による全国団体の広報紙です。
会員・関係企業・官公庁・地方公共団体に頒布しております。

目　次

1面……徳島県で第6回理事会開く
2面……浄化槽実務者研修会に1400人
3面……第42回総会に向け臨時理事会
4面……接続義務免除の実態で国会質問

全国環整連

バンドン工科大と協定締結を報告

徳島市で第6回理事会開く

全国環境整備事業協同組合連合会（玉川福和会長）は3月27日、徳島市のホテルクレメント徳島で平成25年度第6回理事会を開催した（写真）。翌28日に廃棄物適正処理推進大会を同会場で開くことから、今回は地元組合員を多数交え、徳島での開催となった。理事会では各部会の活動報告等を審議したほか、インドネシアのバンドン工科大学との汚水処理支援に係る協定書締結について報告があった。

理事会は午後2時、オブザーバー含め69名の出席を得て開かれた。

冒頭で玉川会長は「環整連の方針は浄化槽保守点検・清掃・法定検査の3業種が連携し、より良好な水質を維持するところにある。合特法は下水道を進める上での対策だが、浄化槽から良好な水質が得られるようになると、今後は浄化槽でも十分だという答えが出てくる。ここが私たちの将来目指す方向。今後とも仲間の組合員を守り切る全国組織を維持するので、皆さんのご協力を得ながら奮闘したい」と挨拶した。

続いて理事会審議に入り、第1号議案では各部会の活動報告が審議された。

財務報告では、平成25年度収支の概算と、各都道府県組合への交通費精算額の内訳が事務局から示された。

適正処理推進部会は、1～2月の活動報告を行い、さらに3月17日に福岡県真宮町の許可返納問題、青森県蓬田村の新規許可乱発問題に対応し、一定の成果を得たと説明した。

浄化槽部会は定例の活動報告に加え、単独処理浄化槽に膜処理ユニットを導入した合併処理転換実験の視察結果について資料を提出し、今後の発展を注視すると述べた。

下水道法改正特別委員会は、水再生システム研修会の最新の実施状況や、同システムの認証状況などを報告した。

循環資源推進部会は、廃棄物処理に関する研修会の開催など、1～2月の活動を報告するとともに、山形県リサイクルシステム認証制度、北海道えりも町の自治体業務一括受託例の資料を提出。一般廃棄物処理業者以外がごみ収集運搬業務に進出していると説明し、危機感を持つよう呼びかけた。

事業部会は、農集排汚泥のコンポスト化に関する費用対効果の検討など、活動実績を報告した。また次回の視察活動として、千葉県香取市の農業組合法人が行う〝循環型農業〟の取り組みを見学すると説明した。

第2号議案では、その他の議案が審議され、高知県組合の理事長交代、徳島県組合の災害協定の締結、インドネシア・バンドン工科大学との浄化槽による汚水処理支援に関する協定が3月7日に締結されたことが報告された。

適正処理推進大会に飯泉徳島県知事ら

業界と行政、双方の責任を研修

全国環整連

全国環整連と徳島県環境整備事業協同組合は3月28日、徳島市のホテルクレメント徳島で廃棄物適正処理推進大会を開催した（写真）。全国の組合員が参集し、し尿処理の歴史と合特法、一般廃棄物処理計画の重要性、業界と行政の双方の責任について研修した。

大会には行政担当者も多数参加したほか、来賓には飯泉嘉門徳島県知事や森田正博県議会議長、原秀樹市長会会長らが駆けつけた。

冒頭で徳島県組合の中川幸彦理事長は、主催者を代表し「我々業界の使命は、市町村が定める一般廃棄物処理計画に基づき、許可または委託により地域住民の生活環境の保全と公衆衛生の向上に貢献すること。本日の大会を契機に、行政と業界が共通の認識を持ち、県内各市町村において廃棄物の適正処理が一層図られることを期待している」と挨拶した。

続いて出席した来賓から祝辞が述べられた後、講演に移った。

初めに環境省中国四国地方環境事務所の山本康弘廃棄物・リサイクル対策課長が「し尿処理の歴史、合特法、一般廃棄物処理計画」について解説し、次いで徳島県の川端弘祥水・環境課課長が「徳島県の生活排水対策と合特法」、全国環整連適正処理推進部会の谷山紀行部会長が「一般廃棄物処理計画と区域割り」について説明した。

参加者は明治33年の汚物掃除法に始まる法規制、一般廃棄物処理計画と合理化事業計画策定、区域割りの必要性、またこれらに係る業界の取り組みについて研修。玉川会長は「浄化槽の維持管理を確実に実施するためには、処理計画に基づいた区域割り、清掃・保守点検・法定検査の3業種がオンラインで連携した業務を行う必要があり、全国環整連では水再生システムの取り組みを進めている。許可業というのは規制のまっただ中におり、規制は強化しなければ許可をしている意味がない。我々は応える決意があるので、議会や行政には厳しくご指導いただきたい」と締めくくった。

今までは・・・

警報器付きブロワで、市町村設置型へのコスト削減提案

LAA-80を使用した場合

飲食店やコンビニ等、異臭クレームにつながりやすい場所への設置は特にオススメです

故障前の異常発見で更なる長寿命

・散気管のつまり等、高圧異常が発生しブロワが故障。
水質悪化　においの発生
・においで異常に気付く。
・管理会社様へ連絡。
現場へ
ブロワ故障の為、修理or交換が必要
施主様と交渉
・消臭剤、シーディング剤の投入。
・圧力異常の原因を解消
・突然の出費で不満。
施主様

異常を光とブザーで知らせます

LAA-80との組み合せで、2口タイプの警報器付ブロワに！
切換バルブユニット
型式 MVU-200
右ばっ気用と左ばっ気用が選べます。
トラッキング防止付電源プラグ採用

浄化槽とブロワの異常を早期発見！
警報器付ブロワ
型式 LAA-80

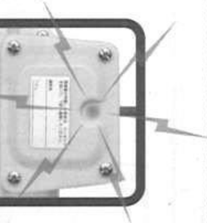

・警報が発動。
・高圧・低圧等の圧力異常を音と光でお知らせ。
管理会社様連絡先シール
・管理会社様へ連絡。
・電源コードを外してお待ちいただく。
現場へ
急がなくても大丈夫。
エアー停止後、3日目以降に急激に水質悪化・悪臭が気になるとのデータがあります。
・圧力異常の原因を解消。
・この時ブロワが故障していないので、修理代・交換費用がかかりません。
・悪臭、ブロワの修理or交換もなく問題が解決されて大満足。
・管理士様への信頼度UP。
施主様

メドー産業株式会社
本　社　〒146-0081 東京都大田区仲池上2-9-4　TEL 03(5748)5521(代表)　FAX 03(3754)0258
大阪支店　〒537-0001 大阪市東成区深江北2-10-10　TEL 06(6976)3271(代表)　FAX 06(6976)3841

3業種連携の水質改善事例など

浄化槽実務者研修会に1400人

公益社団法人岐阜県浄化槽連合会（玉川福和会長）が主催する「浄化槽実務者研修会」が平成25年度も行われ、3月5・6・11・12日に岐阜市の長良川国際会議場、14日に高山市の飛騨・世界生活文化センターで開催された（写真上）。県内外の浄化槽維持管理業者、行政担当者、県・市議会議員など、5日間の日程で1400人以上が参加し、浄化槽の適正な施工と、保守点検・清掃・法定検査の3業種が連携した維持管理、水質改善の事例等について研修した。

5日の午前10時から開かれた研修会では、冒頭で岐阜県環境生活部の市川篤丸次長から「浄化槽の能力を発揮するためには、適正な施工がなされ、さらに保守点検・清掃・法定検査の維持管理が確実に行われていることが前提。皆様方には今後とも岐阜県の水環境のため、今後もご協力いただきたい」と挨拶があった。

また玉川会長（写真下）は「浄化槽放流水を良好な状態に保ち、水環境を保全するには、維持管理3業種が相互に連携する必要がある。また清掃については汚泥の全量引き抜きを原則としてきたが、一定量残した方が微生物を保護し、清掃直後から良好な水質を得られる場合がある。今日はこれらの点について説明させていただく」と述べ、その上で参加者に対し「公共下水道事業が自治体財政に与える影響は多大なものがある。国の借金が1000兆円を超え、自治体財政も非常に厳しい状況の中、われわれは地域の生活排水処理に携わっている立場から、いつでも浄化槽にかじを切れる体制を作り上げておく必要がある」と訴えた。

続いて午前の講演に移り、（財）岐阜県環境管理技術センターが実施する単独浄化槽の合併転換助成制度、岐阜大学に設置された「みず再生技術研究推進センター」、技術上の基準に基づく適正な施工・維持管理、維持管理3業種が連携する電子化システム、さらにその結果を行政が確認できる仕組みなどについて解説した。

中でもみず再生技術研究推進センターに関しては、25年度の研究テーマが〝浄化槽放流水の透視度確保（30度以上）に関する研究〟とし、一定の成果が上がり始めていると報告があった。

午後の講演では、初めに岐阜県の廃棄物対策課と建築指導課から「浄化槽の適正な維持管理」「浄化槽に係る技術上の基準」などについて説明があった。

その後、業界からの報告・発表が7テーマ行われ、施工時の不備で浄化槽が損傷した事例、らくらく一括契約制度の概要、3業種が連携し実際に水質が改善した事例、清掃時に汚泥の適正量引き抜きを行う取り組み、モバイル機器を導入した法定検査の業務改善などがあった。

民主党

浄化槽保守点検回数で国会質問

石原環境相は明言避ける

4月10日の参議院環境委員会で、民主党の小見山幸治参議院議員は、浄化槽の保守点検回数を「通常の使用状態であれば年3回」などと改めるべきではないかと質問した。同議員が2月26日から3回提出した「浄化槽の維持管理に関する質問主意書」に続くものだが、答弁は平行線をたどり、石原伸晃環境大臣は「審議会の答申も踏まえて勉強させていただきたい」と明言を避けた。

小見山議員の質問は、浄化槽法施行規則（第6条）の保守点検回数について「〝通常の使用状態において、次の表に掲げる期間ごとに1回以上〟とされており、20人槽以下であれば年3回以上となる。ここで指す〝通常〟とはどのような状態か」で始まった。

答弁には環境省の梶原成元廃棄物・リサイクル対策部長が立ち、「常時使用されている状態を指し、例えば別荘等に設置されている場合は通常ではない」と回答した。

これに対し小見山議員は、「通常ではない場合は、年3回以下で良いと理解できる。であれば通常は年3回とすべきではないか。以上とされていることで、年間12回点検する業者もいる。1回2000円であれば年2万4000円で、年3回・1回3000円の業者と比べると、年間差額は1万5000円にもなる」とユーザーに過度な負担を強いている現状があると訴えた。

また平成25年6月11日の参議院環境委員会で、梶原部長が保守点検回数について「標準的な回数を規定するとともに、様々な場合を網羅的に規定することは極めて困難」と回答したことに触れ、この中の「さまざま」について具体的に示すよう求めた。

梶原部長は「来客が多い場合など、通常想定される流入水より多い、または変動が大きい状況」と回答するが、小見山議員は「それが1カ月の間に何回もあるのか。さまざまと言うが、そのようなことが常態的にあるとすれば、それは通常ではなく浄化槽の規模選択が誤っているといえないか」と重ねて質問。

さらに「もしさまざまな状況があったとして、地域全体に見てそのような浄化槽がどれほどあるのか。環境省は把握していないとのことだが、普通に考えてそう多くないだろう。通常は年3回として、そうでない場合はこの限りではないと改めるべきではないか」と強い口調で求めた。

梶原部長は「3回を超えて点検する場合は、不安感・不信感・負担感にならないよう、例えば保守点検の技術上の基準を踏まえつつ必要性と作業内容を説明するようお願いしている。通常の使用状態の中で流入水が変動するケースを踏まえて3回以上としている」と回答。結論は見えず、平行線をたどった。

小見山議員は「30年も前に比べ、浄化槽の技術は進歩した。一律的に3回にすべきと主張しているのではなく、以上とされていることで、通常の使用にもかかわらず毎月点検を行うのは住民の目線に立った制度ではない」との考えを述べた。

石原環境大臣からは一連の質問を受け、「無駄を省き、効率の良い浄化槽行政に変えるという点では梶原部長と食い違いはないと認識している。ただ今この場での結論は、審議会の答申等もあり、勉強させていただきたい」との発言があった。

小見山議員は今後も質問を続けていくとの意思を見せ、同日中に浄化槽の「法定検査」「清掃」関する質問主意書を2通提出している。

浄化槽推進室 4名が異動

環境省

環境省の4月1日付人事で、浄化槽推進室内の4名が異動した。これには今出川貴寛環境専門員も含まれる。また同室内6名のうち豊村紳一郎室長補佐は常駐ではないため、浄化槽企画官を除く全員が交代することとなった。

※カッコ内は前職。

▽浄化槽推進室（国土交通省大臣官房技術調査課付）藤村紘行▽同室（環境調査研修所国立水俣病総合研究センター国際・総合研究部国際・情報室）新江亮子

▽出向・厚生労働省健康局総務課長補佐併環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課浄化槽推進室（同室室長補佐）市原陽一郎▽出向・国土交通省水管理・国土保全局治水課大規模構造物技術係長（同室指導普及係長）山本浩之▽出向・中国四国地方環境事務所総務課（同室）阿部みのり

2ch DO/pH計
DOP-10Z
1台でDO、pH、ORP、水温測定

採水測定pH電極　投込み測定pH電極

同時測定は避けてください。同一試料水にDOプローブ及びpH電極を同時に浸水させる同時測定は避けて各単独測定をしてください。

DOモード	DO:0.00～30.00mg/L 気中酸素:0.0～30.0% 水温:0.0～50.0℃
pHモード	pH:0.00～14.00pH mV:−1900～+1900mV ORP:−1900～+1900mV 水温:0.0～50.0℃

マルチレンジ残留塩素計
RC-V2
低濃度残留塩素から
高濃度次亜塩素酸ナトリウムまで測定

測定対象	塩素殺菌水、電界次亜生成水、水道水、浴槽水、遊泳プール	
測定範囲	DPDモード	0.00 ～ 3.00mg/ℓ
	RC-Lモード	0.0 ～ 20.0mg/ℓ
	RC-Hモード	0 ～ 300mg/ℓ
	RC-Tモード	0 ～ 3000g/ℓ
	RC-Uモード	0.0 ～ 200.0g/ℓ

比色試験器
アクアテスター、DPD試薬
1Z / 2Z シリーズ (9段階測定)　7Z シリーズ (10段階測定)

DPD残留塩素測定試薬
比色法、ニーズに対応、粉末分包試薬、液体試薬をライナップ
粉末分包試薬

DPD-GL-10 DPD液体試薬　DPD-WA-50　DPD-F-1 遊離残留塩素試薬　DPD-TL-1 全残留塩素試薬

ピストン式採水器
ミズテッポ1号／2号

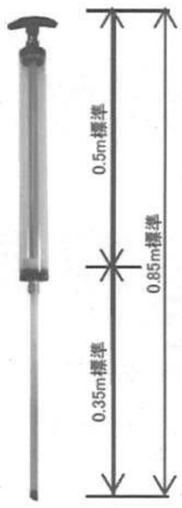

1回で 500mℓ 採水OK!
深い所 狭い所 浅い場所の 採水OK!

テーパ付採水ノズル

湯度、PH／ORP計、DO計、塩素イオン計
レーザー湯度計、導電率計、電磁濃度計
COD計、各種試薬・標準液、ETC

KRK 笠原理化工業株式会社

本社:埼玉県久喜市吉羽1−10−10
☎0480−23−1781 FAX 0480−23−2749
URL http://www.krkjpn.co.jp

第42回総会に向け臨時理事会

全国環整連　26年度活動方針案等を決定

全国環整連の平成26年度第42回総会に向けた臨時理事会が、4月25日に東京・千代田区の如水会館で開かれた（写真）。

議案は「平成25年度活動報告、収支決算並びに剰余金処分案承認」「平成26年度活動方針、活動計画並びに収支予算の決定」「平成26年度借入金の最高限度額決定」「取引金融機関の決定」「組合推薦理事（内規）の承認」の5議案で、それぞれ原案どおり承認。総会の付議事項とした。

このうち浄化槽部会からは、維持管理実務者が現場でモバイル端末により、水質改善事例等を見ることができる「浄化槽水処理実務マニュアル」の素案が示され、事業部会からは農集排の下水道繋ぎ込みについて、全国環整連として対応方針を取りまとめる方針が発表された。

またその他議案として、「全国環整連第40回全国大会」の概要案が報告された。26年度は10月30日、滋賀県の「大津プリンスホテル」で開催する予定としており、参加人数は1100人を見込む。テーマについては、災害時における廃棄物処理に関連した一般廃棄物処理業者の役割、循環型社会形成推進基本法に則った循環型社会の構築などを検討している。

公共施設管理計画策定を要請

総務省

総務省は4月22日、公共施設が老朽化し、さらに利用需要が変化していることを踏まえ、下水道を含む各種施設の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行う「公共施設等総合管理計画」を策定するよう、全国の都道府県知事等に新藤義孝大臣名で要請した。策定に要する経費は平成28年度までの3年間にわたり特別交付税措置（措置率2分の1）し、計画に基づく施設の除却についても地方債の特例措置（充当率75%）を創設している。

公共施設の多くは高度経済成長期を中心に整備されてきたが、その反動で近年、各種施設の老朽化が全国で急速に進んでいる。また少子高齢化・人口減少などの社会情勢の変化から利用需要も変化しており、厳しい財政状況の中、長期的な視点を持って更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行い、財政負担を軽減する必要がある。

こうした施設の合理化、経営健全化に係る国の取り組みは加速しており、総務省では今回の要請にあたっても「各地方公共団体は、国と歩調を合わせ速やかに計画策定に取り組まれたい」とした。

災害廃棄物対策指針を策定

環境省

応急・復旧・復興対策など整理

環境省はこのほど、都道府県および市町村における災害廃棄物処理計画の策定指針となる「災害廃棄物対策指針」を公表した。平成23年3月11日の東日本大震災の経験を踏まえ、今後発生が予測される大規模地震や津波、水害による被害の抑止・軽減、また避難所ごみ等も含む災害廃棄物の応急対策、復旧・復興対策についてまとめている。

内容は災害対策基本法改正案（平成24年5月）、環境省防災業務計画（17年10月）などの関係法令・計画に基づく地震災害および水害、水害廃棄物対策指針などその他の自然災害に対応したものとなっており、災害廃棄物の発生量推計、仮置場の設定、し尿処理、仮設焼却炉の必要性、損壊家屋の解体、〝思い出品〟等への対応、最終処分までの考え方等をまとめている。

このうち仮設トイレについては、災害時に下水道が使用不能になる事態を想定し、被災者の生活に支障が生じないよう、周辺市町村と協力し、広域的な備蓄体制を確保することとしている。また洋式に比重を置くとともに、維持管理について住民の意識を高めることが必要。設置翌日から必要となるし尿収集運搬に必要な車両および手配先を具体的に検討するといった項目も盛り込んだ。

東日本大震災では、バキューム車での汲み取りが困難なトイレが設置され、使い方の周知がされずに便器を汚す・満杯と錯覚するといった事態が生じていた。

このほか民間業者との連携についても触れ、市町村または都道府県は「建設事業者団体、一般廃棄物事業者団体や産業廃棄物事業者団体等と災害支援協定を締結することを検討する」とし、さらに各事業者団体における「専門的な処理技術に関する知識・経験を有する者をリストアップ」することが必要とした。

今月の労働安全衛生標語

朝礼時、全員参加のKYK作業周知が今日1日の安全周知

総務部会・安全衛生委員会

浄化槽用塩素剤について

◎保証金不要
◎役所
◎民間 **販売店募集** しています。是非お電話下さい。
◎自社の維持管理の他に相当な需要があります。

◎経費削減は社員第一番の義務です。　◎役所の入札を取りたい方はお電話下さい。　◎下水がどんどん入ってきます。早く気付いて下さい。

特徴

現在の製品は非常に良くなっています。
〈1〉今お使いになっているのと同じ有機系塩素剤です。
〈2〉従来品の2～3倍長持ちします。（当社比）
〈3〉即納体制で翌日配達します。
〈4〉メーカーの全面的バックアップにより安定供給できます。

品名　ゴールドSS−900塩素剤

有機系塩素剤トリクロロイソシアヌール酸99%

①ゴールドSS900ST　50g錠　単独用　15kg（50g×6錠×50本）
②ゴールドSS900　30g錠　合併用　15kg（30g・5kg×3袋）
③ゴールドSS900　30g錠　単独用　15kg（30g×10錠×50本）
④ゴールドSS900　15g錠　単独用　15kg（15g×20錠×50本）
⑤ゴールドSS900M　100g錠　小型合併用　15kg（100g×5錠×30本）
⑥ゴールドSS900J　150g錠　合併用　15kg（150g×5錠×20本）
⑦ゴールドSS900　15g錠　合併用　15kg（15g・1.5kg×10袋）

得意取扱品　＝　水処理機械・薬品、公害防止機器、化学工業薬品、ブロワ、水中ポンプ、フロート、散気管、換気装置、合併取替装置、ルーツブロワ、水中ブロワ、スクリーン、浄化機能促進剤、高圧洗浄機、排水管清掃機器、DO、PH、小型MLSS計、採水器、水質検査器、風量計、消泡剤、殺虫プレート、透視度計

株式会社サンケン中部環境研究所
〒443-0104　愛知県蒲郡市形原町三浦17-9　TEL (0533) 57-2026／FAX (0533) 57-1585

日本環境整備事業　西日本
TEL (06) 6314-3712／FAX (06) 6363-0756

東京環境整備事業　東日本
TEL (03) 3370-6644／FAX (03) 3370-4646

MLSS / 界面計	MLSS計	溶存酸素計　DO計	pH / ORP計	pH計	塩素イオン計
SS-10Z	SS-10F	DO-10Z	KP-10Z	KP-10F	CL-10Z

	SS-10Z	SS-10F
測定範囲	MLSS：0～20000mg/ℓ（表示は30000mg/Lまで）	
	水深　0.00～5.00m	無し
ケーブル長	6m標準（最大11mまで延長可能）	
携行ケース	標準付属	

NEW DOセンサー
OXNIT® : OX-V2

新型DOプローブ　OXP-2VN
衝撃に強いゴムプロテクター付

測定方式	カートリッジ式ガルバニセンサー
測定範囲	DO：0.00 ～ 30.00mg/ℓ
	O2：0.0 ～ 30.0%
	水温：0.0 ～ 50.0℃

pH / ORP / 水温計　　pH / 水温計

型式	KP-10Z	KP-10F
測定範囲	0.00～14.00pH	
	0～±1900mVpH電極起電力	
	0～±1900mV(ORP)	無し
	0.0～50.0℃	
電極	採水型：CE-106	採水型：CE-2106
	投込み型：CE-120-3	投込み型：CE-2120

測定レンジ自動切替機能付

鉛フリー対応でIP67相当の防水構造

測定方式	固体膜塩素イオン電極法
測定範囲	0～2000mg/L
分解能	0.1mg/ℓ（0.1～99.9の範囲）
	1mg/ℓ（100～2000の範囲）

濁度、PH／ORP計、DO計、塩素イオン計
レーザー濁度計、導電率計、電磁濃度計
COD計、各種DPD試薬・標準液、ETC

KRK 笠原理化工業株式会社

本社：埼玉県久喜市吉羽1−10−10
☎0480−23−1781 FAX 0480−23−2749
URL http://www.krkjpn.co.jp

接続義務免除の運用実態を質問

みんなの党　下水道法第10条ただし書きで

みんなの党の水野賢一参議院議員は、4月10日の参議院環境委員会で下水道法第10条1項のただし書きの運用実態について質問した。公共下水道が供用開始されても、下水道管理者の許可やその他政令で定める場合は接続義務を負わないとするものだが、国土交通省の岡久宏史下水道部長からはプール排水や冷却水等が主で、浄化槽への積極的な適用は行われていない実態があると明らかにした。

水野議員は初めに、石原伸晃環境大臣に対し「下水道法第10条では下水道への接続義務が定められている。浄化槽を整備していたとしても撤去するような形になるが、すでに水をきれいに処理しているのに、なぜ接続する必要があるのか」と考えを聞いた。

石原大臣は「浄化槽は進歩し、下水道と遜色のないレベルになっていると認識している。ですからただし書きについて適切に対処いただきたい」と述べた。

続いて水野議員は平成11年に静岡県内で起きた行政訴訟を取り上げ、「自社の排水処理施設で下水を処理していた企業が、下水道への接続義務免除を認めるよう訴訟を起こし、行政側が敗訴した事例がある。これは裁判所が、わざわざ下水道に接続しなくて良いと認めたということ」と説明し、その上でただし書きの運用のための留意点について質問した。

国交省の岡久部長は、「ただし書きの考え方に変更はない。実際に運用されているのはプール排水や冷却排水など。平成16年度に調査したところ、36000件ほどの例がある」と回答した。

水野議員はこれに対し、「浄化槽を設置されているような一般家庭ではどうか。以前、国交省でただし書きの運用のための留意点についてまとめると聞いていたが」とさらに質問。

岡久部長は、運用については各地方公共団体で判断されているとし、留意点の取りまとめについては「ご指摘のとおり、接続義務緩和のための留意点について検討していた。しかし平成22年6月に下水道管理者からアンケートを行ったところ、水質面・経営面から現行制度を維持すべきとの回答が93％だった。国として画一的な運用基準を示すのは適切でないと判断した」と見送ったことを明らかにした。

水野議員はこれを受け、「国交省としてはただし書きを活用するという考えには立っていないということか」と確認し、岡久部長は「国としては下水道管理者の判断で運用していただきたい。特に運用しないという意味ではない」との考えを示した。

バンドン工科大学と3者協定締結

全国環整連と指定検査機関

全国環境整備事業協同組合連合会（玉川福和会長）および一般財団法人岐阜県環境管理技術センター（岐阜県指定検査機関、熊崎守男理事長）はこのほど、インドネシアのバンドン工科大学と、浄化槽を活用したバンドン市の水環境改善に関する協定を締結した。

協定は日本側から合併処理浄化槽を同大学に寄贈し、同大学からは技術員を受け入れ、日本の浄化槽維持管理技術を習得させる内容となっている。

インドネシアでは近年、人口増加とともに水環境の深刻な悪化が懸念されている。各家庭のし尿処理はセプティックタンクが主流だが、放流水質は劣悪な状況となっている。

右から玉川会長、アクマロカ学長、熊崎理事長

3月7日には岐阜市の岐阜県環境会館で協定締結式が行われ、玉川会長は「浄化槽は災害に強く、また各建物で汚水を処理し、処理水を自然に戻す水循環を基本としている。浄化槽で理想的な街が形成され、そこで私たちがメンテナンスでお手伝いできれば幸い」と挨拶。

これを受けバンドン工科大学のアクマロカ学長は「バンドン市内の環境問題は非常に深刻化している。3者間の協力がインドネシア全体の環境保全にもつながれば」と感謝を述べた。

浄化槽用殺菌・消毒剤（医薬品）
ポンシロール®
① 吸湿・膨張（棚吊）せず不溶解分がほとんどありません。
② 簡便で経済的な維持管理が出来ます。
③ 長期間の保存にも耐え、品質低下もほとんどありません。

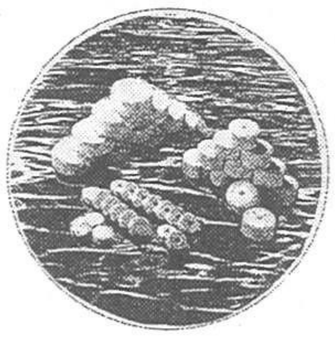

水は生命のみなもと。
快適な生活環境を守るために、
私達が使った水はきれいにして
自然界に帰しましょう。
四国化成の〈ポンシロール〉は
安定した消毒・殺菌効果がえられ
経済的な維持管理ができます。

速効持続型消臭剤
溪流ゴールド（けいりゅう）
① 浄化槽が臭う時に。
② 清掃・くみ取り後の種付け。
③ 水溶性フィルムだから簡単投入。
④ 消臭成分が素早く脱臭
⑤ 微生物の働きで浄化を促進
⑥ 浄化槽はいつもすっきり健康

小型合併槽・家庭浄化槽用に好評です！

四国化成工業株式会社
幕張支社　TEL.043−296−1665　福岡営業所　TEL.092−431−4111
大阪支社　TEL.06−6380−4112　名古屋営業所　TEL.052−705−0116

金沢から
全国、海外に・・・
誠意と信頼の
ネットワーク

水処理関連機器の総合商社
即答即配システムが当社のモットーです。

株式会社 日環商事
Nikkan

本　社　〒920-0333　石川県金沢市無量寺5丁目75番地
TEL:076-268-1771(代)　FAX:076-267-5348
FAX専用　フリーダイヤル　0120-617-718
E-mail:info@nikkan-shoji.co.jp
http://www.nikkan-shoji.co.jp
四国営業所　〒761-1701　香川県高松市国分寺町福家甲196番地1-101
TEL:087-813-7621　FAX:0120-617-718
九州営業所　〒812-0892　福岡県福岡市博多区東那珂2-14-33-803
TEL:092-483-7288　FAX:0120-617-718

■取扱商品
エアーポンプブロワー　ガス検知器・送排風機　電動工具・制御機器・記録紙
水中ポンプ・陸上ポンプ　配水管清掃機器・薬剤　浄化槽関連部品・FRP補修剤
給水ポンプ・薬注ポンプ　各種産業用ベルト・ホース　マンホール・その他
水質検査器・理化学機器　浄化槽用消毒薬・維持管理剤